

「福島県水道整備基本構想2005（素案）」に対するパブリックコメントの結果取りまとめ

福島県環境衛生グループ

該当 頁、行	パブリックコメントに寄せられた御意見等	福島県の考え方
6 7	基本理念に水道法第1条にある「清浄にして豊富低廉な水の供給」という理念を採用して欲しい。	水道法第1条は、憲法第25条の生存権の保障に則り、「公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」ことを究極の目的とし、そのために「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことを直接の目的として掲げています。本構想は、この目的達成のための具体的な考え方を、福島県の現状に基づき提示したものです。「暮らしを支える」という言葉の前提に「清浄にして豊富低廉な水の供給」が存在すると考えております。
16	<p>素案では上水道を水源とする工業用水使用量が減少する理由を「膜処理施設の復旧により地下水を自ら処理して利用することが容易になった」としているが、膜処理による地下水利用への転換はあくまで推論の域を出ておらず、むしろ事業所数が漸減しているという県の工業統計データを踏まえた場合、まず第1に考えられる大きな要因は事業所数の減であり、次に企業側のコスト意識の高まりによる節水努力の効果ではないか。</p> <p>そのため、今後の工業用水の使用量減少については、素案原文の表現を修正したほうが良いと思う。</p> <p>修正案 「この結果、工業用水の使用量も減少しており、特に上水道については、料金の逡増性による負担の増大感もあり、コスト意識の徹底による節水努力の強化等により、供給量は減少する傾向があります。」</p>	御意見のとおり修正します。
51	利用者に理解される料金システムは無論大切だが、給水原価の格差と高騰は、浄水方法の差に起因することが大きいと思うので、浄水方法別にイニシャルコスト・ランニングコストの説明を需要者にきちんとすることが大切だと思う。	<p>給水原価の格差、高騰の原因としては、浄水方法の差の他に都市化の進展に伴う水源開発費の高騰が大きいと考えます。利用者に水道料金のシステムを理解していただくために、それぞれの水道事業が自らの施設設備についてイニシャルコストやランニングコストを説明することは、御意見のとおり大切なことと考え、『第5章 7 利用者とのパートナーシップ（p80 5行目「・・・責任があります。」以降）』に以下の内容を付け加えます。</p> <p>取水施設や浄水施設それぞれのイニシャルコストやランニングコストについて分かりやすい説明を行うほか、利用者の目につきにくい災害対策への投資などについて具体的に説明する必要があります。</p>
63	ハード面の整備の中にシンプルな浄水方法として緩速ろ過を再認識して欲しい。	御意見の趣旨は尊重しますが、「災害や事故に強い水道の構築」として、水道施設全体の耐震性の強化等について述べたものであり、浄水方法別の評価をするものではありません。

「福島県水道整備基本構想2005（素案）」に対するパブリックコメントの結果取りまとめ

福島県環境衛生グループ

該当 頁、行	パブリックコメントに寄せられた御意見等	福島県の考え方
78	水道事業も省エネルギー・廃棄物の抑制を目指すのであれば、浄水処理工程そのものが省エネルギーで廃棄物を作らないことが重要である。そのことにおいても緩速ろ過は有効であると考えます。	御意見の趣旨は尊重しますが、「水道水源環境の保全」として、水道事業全体が環境負荷の削減を考慮すべきことについて述べたものであり、浄水方法別の評価をするものではありません。
79～	利用者とのパートナーシップの構築のためには、水道法第1条「清浄にして豊富低廉な水の供給」及び3条「人の飲用に適する水」の理念に立ち返ることが肝心である。80頁に「水道料金について安心・安全な水を享受するための代価を払うという理解が必要です」と述べられているが、論理的には明快で正しいが、理念・価値観が違うので、ならぬものはならぬと考える。	本構想では、水道法第1条で述べられる「清浄にして豊富低廉な水の供給」が「暮らしを支える」と考えています。また、水道法第3条で述べられる「人の飲用に適する水」は、第1条の「清浄にして」を具体化するものであり、本構想では「安心・安全な水」と表現しました。 本構想においては、県内の水道事業に運営基盤の脆弱な事業が多数存在することを踏まえて、利用者に安全な水を安定的に、かつ持続して供給し続けるためには、県、水道事業者及び利用者のそれぞれに、どのような役割を果たすことが望まれるのかを記載したものです。